

中小企業融資制度のご案内(令和 7 年度)

洲本市では、中小企業者の金融を円滑にし事業の育成と振興を図り、また健全な発展を資する目的として、平成 1 5 年 4 月に「**洲本市中小企業融資制度実施要綱**」を設けました。

制度のしくみは、洲本市が兵庫県信用保証協会、金融機関と資金の預託契約を結び、その資金を基に金融機関を通じて、中小企業者へ貸付けられます。

区 分		小規模企業資金融資制度	経営安定合理化資金融資制度	起業家支援資金融資制度
融資対象者		小規模企業者で、次の各号に該当する者 ア 市外（県内）も含めて 1 年以上同一事業を引続き経営し、市内でその事業を営んでいること又は経営しようとしていること。 イ 申込時において、保証協会の保証残高がないこと。 ウ 申込前 1 年間に納期の到来した当事業経営にかかる市民税の所得割（法人の場合は法人税割）（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）を納付していること。 （ 保証対象業種に限る ）	中小企業者及びその協同組合等で、次のいずれかに該当する者 ア 市内で 6 ヶ月以上同一事業を引続き経営していること。 イ 市外も含めて 1 年以上同一事業を引続き経営し、市内でその事業を営んでいること。 ウ 市外で 1 年以上同一事業を引続き経営し、市内でその事業を営しようとしていること。 （ 保証対象業種に限る ）	新規に開業しようとする者で、次のア又はイのいずれかに該当し、ウの要件のすべてを満たす者 ア 事業を営んでいない個人であって、概ね 6 ヶ月以上前から形成された借入金額と同額以上の自己資金を有し、かつ、個人で 1 ヶ月以内に、又は新たに会社を設立して 2 ヶ月以内に市内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する者（開業して 6 ヶ月未満の者を含む。） イ 県内に主たる事業所を有し、1 年以上同一事業を引続き経営している中小企業者である会社が、新たに会社を設立して 2 ヶ月以内に市内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する者 ウ その他の要件 ① 許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けていること、又は受ける見込みが確実な者 ② 保証協会の保証により開業資金の調達をしていない者 ③ 開業しようとする事業に着手していることが明らかである者又は着手することが確実と見込まれる者 ④ 上記アの場合において、要綱第 3 条第 1 項第 3 号の市税については、給与にかかる市民税と読み替え、これを滞納していないこと。なお、上記イの場合において市外に主たる事業所を有する中小企業者である会社が市内に新たに会社を設立しようとするときは、同号の市民税については、当該会社の納税地の市民税と読み替え、これを滞納していないこと。 ⑤ 上記アの場合において、借入金額と同額以上の自己資金とは、保証協会の定めた算出方法に基づいて計算されたものであること。 （ 保証対象業種であること ）
融 資 条 件	資金使途	運転資金及び設備資金		開業に必要な運転資金及び設備資金
	限度額	5 0 0 万円	1 , 0 0 0 万円	5 0 0 万円
	期 間	7 年以内（1 年据置をふくめる）		
	利 率	年利 1 . 5 5 %	年利 1 . 8 5 %	年利 1 . 1 0 %
	返済方法	元金均等分割返済		
保証人		不 要 ただし、法人企業にあつては、保証協会及び取扱金融機関の定めるところによる。	保証協会及び取扱金融機関の定めるところによる。	不 要 ただし、法人企業にあつては、保証協会及び取扱金融機関の定めるところによる。
担 保		不 要	保証協会及び取扱金融機関の定めるところによる。	不 要
信用保証		保証協会の保証を要し、保証料と延滞保証料は、全額借主が負担する。		
取扱金融機関		三井住友銀行 淡路信用金庫 淡陽信用組合 みなと銀行 徳島大正銀行 関西みらい銀行		
取扱期間		毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで。ただし、融資限度額に達した時は、打ち切ることがあります。		
申込方法		所定の申込書（取扱金融機関備付）に必要な書類を添えて、取扱金融機関に申し込んで下さい		